

所得税などの確定申告

詳細／役場2階 税務課 町民税係
平成31・8月18日

確定申告

確定申告とは

1年間の所得金額を総決算し、その所得の合計額について納める税額を計算して申告する手続きです。算出した税額から、源泉徴収や予定納税で、すでに納めた税額を差し引いた残りの税額を納付します。納め過ぎているときは、所得税が還付されます。

▼給与と確定申告

サラリーマンの場合、会社の年末調整でその年の所得税が精算されるので、確定申告は不要ですが、

①給与収入の合計額が20000万円を超えるとき

②給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えるとき

③2カ所以上から給与の支払いを受け、主たる給与以外の給与収入額と給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えるとき

などには確定申告が必要です。

また、医療費や寄付金など、年末調整では精算されない控除があるときや、年の途中で退職し年末調整を受けていないときは、確定申告により所得税が還付されることがあります。

▼公的年金等と確定申告

公的年金には年末調整がなく、確定申告が必要ですが、公的年金等(外國年金を除く)の収入金額が400万円以下で公的年金等以外の所得の合計が20万円以下のときは、確定申告は不要です。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です。
※住民税申告が必要になる場合があります。

とき／2月16日(金)～3月15日(金)
(土・日曜日・祝日を除く)

▼その他の所得と確定申告

営業・不動産・農業所得などがあるときは一部を除き確定申告が必要です。

令和5年分所得税および復興特別所得税の確定申告

提出期間／2月16日(金)～3月15日(金)

※所得税の還付のための申告書は受付中です。

提出先／申告の際の納税地(原則住所地)の所轄税務署(郵送可)

※平日の17時～翌朝8時30分および土・日曜日・祝日は、税務署の「時間外受取箱」に提出できます。
※提出される場合は、マイナンバー

の記載が必要です。

※本町の所轄税務署は、沼津税務署です。(〒410-8686 沼津市米山町3番30号)

確定申告はキラメッセぬまづへ

沼津税務署では、次のとおり確定申告会場を設け、申告相談や申告書の受け付けを行います。

とき／2月16日(金)～3月15日(金)
(土・日曜日・祝日を除く)

開設時間／9時～17時(16時受付終了)

ところ／キラメッセぬまづ 市民ギヤラリー(プラザヴェルデ内)
※申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで申告していただきますので、マイナポータルアプリのインストールされたスマートフォンとマイナンバーカードをご準備ください。

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布、または国税庁公式LINEで事前発行します。次ページの二次元コードから国税庁公式LINEを友だち登録してください。

※入场整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。

なお、入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることもあります。

※入場整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。

は上記の国税庁公式LINEで発行する「入場整理券」が必要です。

▼医療費控除を受けるときは、医療費控除の明細書(別途作成が必要)

※領収書の提出のみでは医療費控除は受けられません。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。



▲国税庁公式
LINE

※開設期間中は、沼津税務署窓口での申告書作成指導は行いませんので、キラメッセぬまづへお越しください。

住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入等した方を対象として、事前に申告相談を受け付けます。必要書類が揃っていれば、その場で申告書の作成、提出ができます。

■住宅ローン控除説明会

※開設期間中は、沼津税務署窓口での申告書作成指導は行いませんので、キラメッセぬまづへお越しください。



▲必要書類は
こちら

- ①源泉徴収票(給与や公的年金など
収入のある方)
- ②収支内訳書等(事業所得、不動産
所得、農業所得のある方)
- ③明細書、証明書(令和5年中に支
さい。
きやラリー(プラサヴェルデ内)
払ったもの)
- ④マイナンバーカード発行時に設定した
署名用電子証明書と利用者証明用電子
証明書のパスワードが必要です。
- ⑤税務署からの確定申告用紙や「確
定申告はe-Taxから」と書かれた封筒

- ①源泉徴収票(給与や公的年金など
収入のある方)
- ②収支内訳書等(事業所得、不動産
所得、農業所得のある方)
- ③明細書、証明書(令和5年中に支
さい。
きやラリー(プラサヴェルデ内)
払ったもの)
- ④マイナンバーカード発行時に設定した
署名用電子証明書と利用者証明用電子
証明書のパスワードが必要です。
- ⑤税務署からの確定申告用紙や「確
定申告はe-Taxから」と書かれた封筒

- とき／2月13日(火)～15日(木)
開設時間／9時～17時(16時受付終
了)
- ところ／キラメッセぬまづ 市民
ギャラリー(プラサヴェルデ内)
- ※会場への入場には当日配布、また



▲キラメッセぬまづ周辺地図

- ▼社会保険料控除を受けるときは、
国民年金保険料や国民健康保険税
などの支払額のわかる証明書
- ※国民年金保険料の支払額などにつ
いては、沼津年金事務所(☎92
1・2201)まで
- ▼生命保険料控除や地震保険料控除
を受けるときは、保険料などの支
払額のわかる証明書
- ④スマートフォン
※事前にマイナポータルアプリのイ
ンストールをお願いします。
- ⑤電卓、筆記用具
- ⑥振込先の口座番号のわかるもの
(所得税の還付を受ける方)
- ⑦利用者識別番号、暗証番号のわか
る書類(e-Tax利用者)
- ⑧マイナンバーカード(お持ちでな
い方は通知カードおよび運転免許
証などの身分証明書)
- ※マイナンバーカード発行時に設定した
署名用電子証明書と利用者証明用電子
証明書のパスワードが必要です。

定申告のお知らせ」のはがき等
(お持ちの方のみ)

◆令和4年分の確定申告書や収支内訳
書の控えがある方はお持ちいただく
とスムーズに手続きできます。

▼消費税および地方消費税も
申告できます

- ※売り上げや仕入れ、経費等の金額を
事前に集計した上でご来場ください。
- ※インボイス発行事業者として課税
事業者になった場合は、登録を受
けた日からの消費税および地方消
費税の申告が必要となるため、登
録日以降の売上金額等を集計する
必要があります。

確定申告は e-Tax から

スマートフォン等によるe-Taxでの確定申告は、「税務署等に
行く手間がかからず、混雑を避けられる」「書面で提出した場合
より還付金を早く受け取れる」などのメリットがあります。

 

▲作成コーナー ▲動画で見る確定申告

チャットボット・電話での相談

でも申告を受け付けます。
とき／2月16日(金)～3月15日(金)
受付時間／9時～11時、13時～16時
ところ／役場3階 大会議室

確定申告書の作成に当たり、ご不明な点はチャットボットや電話で相談を受け付けています。

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

【電話相談】

① e-Tax の操作方法等

☎ 0570・01・5901

② 申告書作成等

☎ 055・922・1560

※ 音声案内に従い「0」を選択して

※ 3月15日(金)まで利用できます。

詳細／沼津税務署 ☎ 410-8686
86 沼津市米山町3番30号

役場での税理士の無料相談は、税理士の派遣がなくなつたため、実施しませんので」と承ください。

税理士に相談を希望される方は、「サンウエルぬまづ（ぬまづ健康福祉プラザ）」で開催される確定申告無料相談・申告会にご参加ください。

役場でも申告を受け付けます

① 所得税確定申告書での申告

給与所得や公的年金所得等その他、他の雑所得、総合課税の配当所得、一時所得の申告に限り、役場



▲国税庁税務相談
チャットボット

次に該当する方はキラメツセぬまづで申告をしてください。

① 分離譲渡所得の申告

土地・建物の譲渡所得(短期・長期)、株式の譲渡所得の申告

② 先物取引の雑所得の申告

③ 外国人の申告

④ 住宅借入金等特別控除を受けるとき

⑤ 申告書の控えに税務署の收受印の押印を希望するとき

⑥ 過年分の申告

⑦ 雜損控除を受けるとき

⑧ 事業所得(一般・農業)、不動産所得のうち、帳簿の保存状況が著しく不良などの理由で、申告書の作成に長時間を要するとき

⑨ 贈与税の申告

⑩ 消費税の申告

⑪ その他、役場職員では判断できない申告

など確定申告が不要な場合でも、住民税では医療費控除などの控除を受けられることがありますので、控除を受ける場合は期間中に申告をしてください。

とき／2月16日(金)～3月15日(金)
受付時間／9時～17時
ところ／役場2階 税務課

とき／2月16日(金)～3月15日(金)
受付時間／9時～17時
ところ／役場2階 税務課

受付時間／9時～17時

持ち物／マイナンバーカードなどの本人確認書類、給与・年金の源泉徴収票、各種控除の証明書、医療費の明細書、その他所得・控除に関係する書類

※ 令和5年度に住民税申告をした方には、「令和6年度住民税申告書」を2月中に送付しますので、申告時にお持ちください。ただし、確定申告をする方は住民税申告は不要です。

【年金収入のみの方へ】
年金収入(外国年金を除く)が400万円以下で公的年金等以外の所得の合計が20万円以下の確定申告が必要な方の住民税申告を事前に受け付けています。

とき／2月7日(水)～14日(水)(土・曜日・祝日を除く)
受付時間／9時～17時

なお、年末調整で所得税が0円